

## 平成28年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 98号	宝塚市生活道路整備条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	9月12日
議案第 99号	宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第100号	平成27年度宝塚市水道事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第101号	平成27年度宝塚市下水道事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第105号	財産（災害対応特殊救急自動車）の取得について	可決 (全員一致)	
議案第106号	財産（高度救命処置用資機材）の取得について	可決 (全員一致)	
議案第109号	公の施設（宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場）の指定管理者の指定について	可決 (賛成多数)	
議案第111号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第112号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第113号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第114号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第115号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第116号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第117号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第118号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	

議案第119号	市道路線の廃止について	可決 (全員一致)	9月12日
議案第120号	市道路線の廃止について	可決 (全員一致)	
議案第121号	市道路線の一部廃止について	可決 (全員一致)	
議案第122号	市道路線の認定変更について	可決 (全員一致)	

## 審査の状況

① 平成28年 9月 7日 (議案審査)

・出席委員 ◎大川 裕之 ○細川 知子 伊福 義治 岩佐 将志  
江原 和明 大島 淡紅子 たぶち 静子 寺本 早苗

② 平成28年 9月12日 (議案審査)

・出席委員 ◎大川 裕之 ○細川 知子 伊福 義治 岩佐 将志  
江原 和明 大島 淡紅子 たぶち 静子 寺本 早苗

③ 平成28年10月 4日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎大川 裕之 ○細川 知子 伊福 義治 岩佐 将志  
江原 和明 大島 淡紅子 たぶち 静子 寺本 早苗

(◎は委員長、○は副委員長)

**議案番号及び議案名**

議案第98号 宝塚市生活道路整備条例の一部を改正する条例の制定について

**議案の概要**

従前の市道路線名が変更となる路線が生じることに伴い、指定する道路として定める市道路線名を変更するほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 今回の条例改正で、指定する道路のうち、市道1033号線と市道1076号線は路線名が変更されるのか。

答1 市道1033号線は市道4480号線に、市道1076号線は市道3836号線に名称変更される。

問2 生活道路の拡幅整備を進めるに当たって、市民の理解と協力を得られずにトラブルになったことはあるのか。

答2 本事業について、市民とのトラブルはない。

問3 生活道路の拡幅整備の進捗率は。

答3 生活道路のうち、指定する道路については65%の進捗率であるが、狭あい道路については5%しか進んでいない状況である。

問4 拡幅整備の進捗が遅いのは、用地取得のための予算がつかないからではないのか。

答4 指定する道路については、なかなか案件が出てこなかったということであり、現在はきっちりとお応えできるよう対応している。また、狭あい道路については、平成22年度から土地の取得については用地買収ではなく、寄付もしくは使用貸借の方法でお願いしてきた経緯がある。より条例の実効性を高めるため、平成28年度は用地買収の予算を確保し対応している。

問5 本市のおくれた道路行政を積極的に進めようとする担当課の熱意が感じられないが、担当課はどう考えるか。

答5 平成28年度は、指定する道路と狭あい道路の二つをあわせた予算として、測量等委託料、道路整備工事費及び物件移転等補償費など2,871万9千円を計上している。今年度から予算も確保できており、問い合わせが10件以上来ている状況である。平成28年度からは積極的に狭い道路を少しでも広げていきたい。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決 (全員一致)

平成28年第3回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	議案第99号 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b>	武庫川町西地区における地区計画の都市計画決定に合わせて、地区整備計画で定められたもののうち、特に重要な建築物の敷地又は用途に関する事項等の制限を建築基準法第68条の2の規定に基づき、当該地区計画区域内における建築物の制限として追加するため、条例の一部を改正しようとするもの。
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	<p>問1 今回、計画地区の区分を商業施設地区と公共公益施設地区とに分けている理由は。</p> <p>答1 この地区計画の区域は、用途地域はすべて商業地域であるが、区域を市が取得した土地を含む公共公益施設地区と、阪急電鉄やその他個人の地権者の土地を含む商業施設地区に分けている。商業施設地区については、沿道店舗・サービス施設などの商業関連施設の整備を目的としてエリア設定するなど、それぞれのエリアの地区計画の目標や方針を踏まえて、今回地区計画を定めたものである。</p>
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第100号 平成27年度宝塚市水道事業会計決算認定について

**議案の概要**

平成27年度水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するもの。

(収益的収支) 収入総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 47億2,961万7,337円

支出総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 44億7,212万5,122円

差し引き2億5,749万2,215円の黒字となり、消費税などに伴う経理処理をした結果、当年度は、1億7,564万2,522円の純利益となった。

(資本的収支) 収入総額 4億9,192万3,804円

支出総額 25億9,853万1,442円

差し引き21億660万7,638円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんした。

**論 点 1 債権管理事務について**

**<質疑の概要>**

問1 今後、適切なタイミングで水道料金の改定を行う必要があるとのことだが、市民に負担をお願いするためには、未収金対策もしっかり行わないといけない。それにも関わらず、監査委員から未収金対策について同じようなことを毎回指摘されている。今回も、料金業務等包括委託仕様書の内容が十分に履行されていないと指摘されているが、なぜ改善できないのか。

答1 料金業務等については第一環境株式会社に包括委託しており、平成26年3月には水道料金及び下水道使用料債権管理マニュアルを作成して滞納整理業務に当たっているが、監査委員からは、今回も滞納整理簿の記載が不十分である点や臨戸訪問がなかなか進んでいない点を指摘されている。今後は、受託業者に任せきりにするのではなく、毎月の上水道局と受託業者の定例会議の中で、受託業者に仕様書の内容やマニュアルの周知徹底を図っていきたい。

問2 債権管理マニュアルでは、私債権である水道料金は支払督促ができるとなっているが、支払督促したことはあるのか。

答2 支払督促を行った実績はない。

問3 実際には臨戸訪問も支払督促もせず、納付書を送っているだけで、2年間納付がなければ時効が完成し不納欠損処理している。また、滞納整理簿も作成されておらず、実態としては債権管理マニュアルをつくっただけで運用されていない。債

債権管理をしっかりとやってほしいが、どう思うか。

答3 債権管理については、重要な課題であると認識している。その中で時効管理についても徹底していく必要がある。今後、様式がわかりにくい滞納整理簿や時効中断を確認するために必要な分納誓約書の様式変更も含め、受託業者とともに債権管理の徹底を図っていきたい。

問4 滞納者に対して閉栓をした事案はあるのか。

答4 閉栓は、滞納者の話を聞いた上で実施しており、実際の件数は平成27年度で40件を切っている状況である。以前は100件近くあったが、受託業者には、滞納者との話し合いの中でできるだけ閉栓を行わないよう指導しており、件数は毎年減ってきている。

問5 水を送らないということは、命にもかかわってくるが、滞納者からの納付がないと給水停止は解除しないのか。

答5 債権管理マニュアルでは、基本的に滞納者から一部納付や分納誓約があれば給水停止を解除することとしているが、実際には電話や訪問を行い、滞納者から話を聞いた上で、今後支払う意思があると判断すれば、一部納付前でも給水停止を解除している。

問6 給水停止については、すべて受託者に任せっきりにするのではなく、上下水道局も一緒になって臨戸訪問などにより滞納者の生活実態を把握し、必要であれば給水停止を猶予すべきではないか。

答6 受託業者とは従来から滞納の処理について、滞納者の生活実態等を十分に踏まえた上で丁寧な対応をするということを協議している。滞納者とは緊密に連絡を取り合っており、生活に支障がでないようにすることは考えており、問題が起こらないように、引き続き受託業者とも綿密な連携を図っていきたい。

問7 給水停止は、市税等の滞納整理と同様に、法律によりある程度滞納したら執行するよう定められているのか。

答7 水道料金は私債権のため、税のような強制執行はできない。滞納者に対し督促状や催告状を発送し話をする中で、最終的な措置として給水停止の手続きが水道法で定められている。しかしながら、執行については、水をストップするため、慎重性と滞納整理の確実性の間での柔軟な対応が求められる。

## 論点2 経営状況と今後の見通しについて

### <質疑の概要>

問1 以前、阪神水道企業団に移管していく際に、水道料金を値上げすることはない

と上下水道事業管理者からの答弁があったが、今回の監査委員の決算審査意見書に、なぜ「適切なタイミングで料金改定を行う必要があると考えている」といった文言が書かれているのか。

答1 阪神水道企業団に加入することに伴う料金改定は従来から考えていないが、今後の経営計画では、平成29年度以降、単年度損益で赤字が続いていくと見込んでいる。こうした状況の中で、まずは企業としての経営努力をした上で、社会情勢等も勘案しながら、いずれかのタイミングで料金改定の議論をせざるを得ないと考えており、監査委員にもそのように説明したものである。

問2 宝塚市の水道料金は高いという風評がいまだにあるが、阪神間では真ん中くらいである。本市は浄水場や配水池等の施設を多く抱えながらも、昭和55年から三十数年間、経営努力で水道料金の値上げを一度も行っておらず、消費税も導入時の3%から5%になるまでは料金に転嫁をしてこなかった。将来予測をする上で、いよいよ本市も値上げをしないと経営が厳しくなってきた印象だが、今後は意外と知られていない経営努力の経緯も含めて、市民にしっかりと丁寧な説明をしていくべきでは。

答2 昭和54年、55年と2年続けて相当な率の料金改定をし、当時は全国でもトップレベルに近い料金だったと聞いている。毎年、上下水道モニターの市民の方に集まっていた際にも、いまだに多くの方から宝塚市の水道料金は高いらしいという話を聴く。まずは、経営状況や料金水準などの基本的なところを市民に十分理解されるような説明から入らないと次のステップに移るのも難しいと考えていることから、今後積極的に市民の方にわかりやすい説明を行い、十分な経営努力もしていきたい。

問3 資料では、給水原価が平成23年度から170円くらいで推移していたが、平成26年度は157.83円に下がり、平成27年度は162.39円に上がっている理由は。

答3 総費用を有収水量で割って給水原価を算出するが、平成26年度については、同年度の決算から新会計基準に移行したことから、費用の中で減価償却費から長期前受金戻入の収益分を差し引くこととなり、その分総費用が圧縮されたため、給水原価が大幅に下がっている。一方で、平成27年度については、阪神水道企業団への支払が発生したため費用が増大し、その分5円程度の上振れとなっている。

問4 平成27年度の収益的収支から新会計基準の影響を除いた額は、平成26年度適用前の収益的収支と比較して、大きく変わっているのか。

答4 平成27年度決算の収益的収支は1億7,500万円余の純利益が出ているが、そこから新会計基準に基づく長期前受金戻入4億5千万円程度を差し引くと、2億から3億円程度の赤字となり、従来と変わっていない状況である。

問5 浄水場での急な夜間勤務の交代で、職員に1晩でおよそ5万2千円の時間外勤務手当を支給していた問題は、その後どうなったのか。

答5 3月25日付で労働組合と確認書を交わしており、4月以降は、原則、時間外勤務が発生しないよう夜間勤務の代勤に入る前に事前に勤務の割り振りを行い、緊急やむを得ない事情で代勤とする場合は、1日は代休を取得させるようにしている。3浄水場の実態を平成27年度と平成28年度の4月から6月までの3カ月間で比較すると、小林浄水場については平成27年度には代勤が20回あったが、平成28年度は突発的な療養休暇等を理由とした1回のみである。また、惣川浄水場については、平成27年度には12回あったが、平成28年度はゼロである。また、小浜浄水場については平成27年度には20回あったが、平成28年度はリフレッシュ休暇を取得した職員がいたことを理由とした2回のみであり、確認書どおりの措置はできていると考えている。

問6 営業外収益の分担金2億4,300万円余の内訳は。

答6 新名神高速道路の(仮称)宝塚北スマートインターチェンジに給水するための配水池の増設工事に係る施設改良分担金として、NEXCO西日本から8千万円程度、口径別分担金が1億867万2,300円、拡張分担金が1億3,082万4,234円、その他分担金として東洋町のマンションのメーターを各戸検針する費用として2,304万7,200円となっている。

問7 監査委員から、今後5年間の水の需要予測が甘いとの指摘を受けているが、どのように受け止めているのか。

答7 監査委員には、平成27年3月の水道事業認可の数値として水需要の最大値を提示したが、監査委員からは過去の実績から推測した数値の方がよいのではないかと指摘を受けたものであり、その後予測を見直し修正している。

自由討議 なし

## 討 論

### (賛成討論)

討論1 滞納者からの徴収や給水停止の議論以前の問題で、監査委員から、時効の中断や債権管理マニュアルに定められた支払督促ができておらず、また対応の記録すら残っていないといった指摘も受けるなど、債権管理に関する事務が行えていない。これではとても経営努力しているとは言えず、きっちり対応してほしい。また、水道料金の改定に関しては、必要とは思いますが、高過ぎる水道料金では子育て世帯が誰も宝塚市に住みたいとは思わず、都市間競争に負けてしまう。受益者負担と併せて、一般会計からの繰り入れも必要であり、しっかり考

え方は持ってほしい。料金改定は、経営努力に併せて、監査委員から指摘を受けない最低限の債権管理の事務執行を行ってからすべき。今後はそのための努力をしっかりとお願いして、今回は賛成する。

**審査結果** 認定（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第101号 平成27年度宝塚市下水道事業会計決算認定について

**議案の概要**

平成27年度下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するもの。

(収益的収支) 収入総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 43億1,270万4,176円

支出総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 41億4,336万4,773円

差し引き1億6,933万9,403円の黒字となり、消費税などに伴う経理処理をした結果、当年度は、1億5,793万7,403円の純利益となった。

(資本的収支) 収入総額 14億4,565万2,843円

支出総額 31億9,426万758円

差し引き17億4,860万7,915円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんした。

**論 点 1 債権管理事務について**

**<質疑の概要>**

問1 債権管理マニュアルには、下水道使用料については納付書及び督促が返送され、住民票の調査を行っても住所等が判明しない場合は公示送達を行わなければならないと記載されているが、公示送達を行う意味は何か、また、実施しているのか。

答1 公示送達をすることによって公的に相手先に届いた効力になるものであり、マニュアル上もしなければならないと記載しているが、現状では行えていない。今後、受託業者と協議しマニュアルどおり実施していきたい。

問2 下水道使用料は公債権であり自力執行権があるが、自力執行権を使って何かしたことはあるのか。

答2 実際には行っていない。

問3 監査委員から、「包括委託契約に伴い、未収金の徴収は受託業者が行っていますが、債権者は上下水道局であることに変わりありません。受託業者に任せきりにすることなく、仕様書等において定められた手続が適切に履行されているか確認を怠らず、指導・監督に努めてください」と指摘されている。受託業者の管理はどのように行っているのか。

答3 下水道使用料についても、水道料金と併せて受託業者に料金業務等を包括委託しているが、業務は上下水道局の責任の下で受託業者が行うべきものである。水道事業会計でも答弁したとおり、滞納整理簿や時効管理の問題についても、受託

業者に任せきりにするのではなく、協議の中で仕様書の内容を周知徹底しながら、滞納整理簿の様式変更等も含め、受託業者とともに債権管理に努めていきたい。

問4 監査委員の決算審査意見書には、「平成31年度以降に更なる料金改定を検討する必要がある」と記載されているが、今年度の下水道使用料の値上げについても、情報がなかなか提供されず、3月定例会でいきなり値上げの議案が出された。上下水道事業審議会での審議内容についても、もう少し早く知らせてほしい。

答4 この3月定例会の時点でも、各議員からさまざまな指摘があり、十分に反省している。市民へのわかりやすい丁寧な説明が大切であり、まずはそこからスタートしていきたい。

## 論点 2 経営状況と今後の見通しについて

### <質疑の概要>

問1 資料9の今後の経営計画にある「資金剰余」とは何か。キャッシュのことか。

答1 資金剰余とは、流動資産から流動負債を差し引いたもので、ほぼ留保資金と同じ意味合いで計上している。平成32年度以降は、留保資金が底をつくことが予想されている。

問2 雲雀丘1丁目地内での雨水排水施設付帯工事で、工期が延期となり約900万円増額の設計変更を行っているが、工期が延期になった理由は何か。

答2 当初はアスファルト舗装での復旧を予定していたが、地元や道路管理者等との協議の中で、道路勾配が20%近くあり危ないためコンクリートの滑り止め舗装をしてはどうかとの提案があった。その変更を決定するに当たり、地元と協議を行ったが、なかなか意見がまとまらなかったため、工期が延びることとなった。

問3 工事の内容等について、事前に地元と協議はしないのか。1千万円近い追加工事になっているが、事前協議は必要なかったのか。

答3 大規模な工事であれば、地元説明会を開いて事前に地元の意見を聴くこととしているが、当該工事程度の一般的な工事であれば事前に自治会長等に説明をした上で、必要があれば説明会を開くこととしている。

問4 雨水排水施設整備計画において、ゲリラ豪雨や集中豪雨等で氾濫しやすい箇所については、整備の優先順位を立てているのか。

答4 浸水対策必要地域26箇所のうち、23箇所についてはすでに整備が終わっている。残り3箇所のうち、まず川面2号雨水幹線については、現在工事を進めており、平成28年度中に荒神川に繋がる予定である。次に、小林雨水幹線については、道路建設課と道路整備事業の進捗に合わせて調整しながら進める予定である。末

<p>成町地区雨水幹線の整備については、実施計画には上げているが、最近は浸水被害を聞いていない状況であり、優先度はそんなに高くないものと認識している。</p>	
問 5	不明水の割合はいくらか。
答 5	総処理水量に対する有収水量の割合ということになるが、平成 27 年度決算で 86.59%であり、水道と比べてかなり低い有収率にはなっている。ただし、全国の類似団体と比べると高い有収率となっている。
問 6	不明水対策は、現状どのようなことを行っているのか。
答 6	猪名川の流域下水道に関連する地域の雨水流入対策をしっかりと取り組んでほしい旨の要望を受けていることもあり、来年度に向け、雲雀丘地区での雨水の侵入対策を計画的に実施していく方向で今回の実施計画等に上げている。
自由討議	なし
討 論	
	(賛成討論)
討論 1	債権管理については、水道事業会計と同じくしっかり事務を進めてほしい。使用料の改定はそれありきであり、経営努力に併せて、議会が市民に説明できるような材料を持参して議会に提案するようお願いする。今回は賛成する。
審査結果	認定 (全員一致)

**議案番号及び議案名**

議案第105号 財産（災害対応特殊救急自動車）の取得について

議案第106号 財産（高度救命処置用資機材）の取得について

**議案の概要**

近年、増加を続ける救急需要に対応するとともに、救急体制の充実強化を図るため、災害対応特殊救急自動車2台及びこれに積載する高度救命処置用資機材2式を更新整備し、西消防署と東消防署に配置しようとするもの。

（災害対応特殊救急自動車2台）

取得金額 4,039万2千円

相手方 兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所

（高度救命処置用資機材2式）

取得金額 2,505万6千円

相手方 日本船舶薬品株式会社神戸支店

**論 点**

（議案第105号） なし

（議案第106号） なし

**<質疑の概要>**

問1 高度救命処置用資機材の指名競争入札において、入札辞退が多かったのは、一部の資機材を取り扱っていない業者が加わっていたとの説明であったが、指名する前に取り扱っている業者かどうか確認するなど、入札のあり方を考えてほしい。このような辞退ばかりの入札は適切ではなく、公平公正な入札が行われたか疑問を感じる。どのように考えているのか。

答1 確かに辞退が多かったが、契約課としては、指名競争入札を行う際は、業者の希望種目を確認している。今回、医療機械器具を第1希望としている業者が55者あり、十分に選定する内容を備えているものとして、その中で他市の状況等も踏まえて選定した結果、今回はこのような結果となったものである。

問2 第1希望の業者が55者あっても、辞退ばかりで2者しか入札してないのであれば、正しい選定と言えるのか。取り扱っている該当業者がないことが事前に分かれば、第2希望や第3希望も入れることができたはず。ただ単に他市の状況を見て、適当に業者を選定したとしか思えないが。

答2 この案件は他市でも厳しい状況であると聞いている。本市としても、高度医療機器の販売許可のある指名業者の中から他市や本市の状況等をすべて勘案し決めた結果である。確かに業者から仕様書の内容に合わない部分があるとの答えを聞いていたので、その結果を担当部署に伝えながら、調整していきたい。

問3 今回の結果を受け、次回からはどのように対応するのか。

答3 公正な競争の確保が必要であると考えており、今後は、入札にできるだけ多くの業者が応札できるよう工夫していきたい。さらに、今まで業者を指名する際に勘案していた事項以外にも、何か工夫できるところはないか検討していきたい。

問4 高度救命処置用資機材の入札について、他市の状況は把握しているか。

答4 阪神間では、西宮市が自動車と資機材を分離発注しており、6者を指名し、2者応札と聞いている。県下では、24消防本部のうち、15消防本部が一括発注であり、残り9消防本部が分離発注方式である。

問5 来年度以降も議会から今回と同じような指摘を受けないためにも、事前に他市の発注方法や取扱業者の情報を調査した上で、担当部署である消防本部と契約課が打合せをして入札をするよう検討すべきでは。

答5 消防本部においては、各市の状況を調査、研究しながら、適切な入札ができるよう取り組んでいきたい。

契約課においては、消防本部と連携しながら、契約の透明性・競争性の確保を図っていきたい。

自由討議 なし

討論 なし

#### 審査結果

議案第105号 可決（全員一致）

議案第106号 可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第109号 公の施設（宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場）の指定管理者の指定について

**議案の概要**

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間における宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場の指定管理者として、サイカパーキング株式会社を指定しようとするもの。

**論 点** 選定の妥当性について

**<質疑の概要>**

問1 プレゼンテーションに対する選定委員会委員の採点について、管理者候補者となったサイカパーキング㈱の評価得点合計が、委員によって次点者の宝塚市シルバー人材センターを30点以上も上回ったり、逆に20点以上も下回ったりしており、ちぐはぐさが目立っている。特にある委員の採点では、すべての選定基準においてサイカパーキング㈱が宝塚市シルバー人材センターより優れている項目が一件もないが、担当課としてチェックはしたのか。

答1 確かに委員によって採点にばらつきがあったことは認識しているが、今回の選定に当たっては、選定委員会において各委員の採点の合計点により総合的に評価を行うことを確認している。

問2 3者の提案内容を見ると、誰が見てもサイカパーキング㈱からの提案が他の2者と比較して最も積極的な提案内容であり、やる気のあることが理解できるが、それに対してまったくプラスポイントを付けていない委員がいることに違和感を感じる。この結果に対して、どのように理解をしているのか。

答2 今回の審査については、すべて委員の判断に任せている。選定委員会の中で各委員の採点結果を見てもらう場面を設け、極端な認識のずれがあった場合には採点のやり直しを容認することも考えたが、その場においても委員会としてエラーがあったとは認識していない。

問3 サイカパーキング㈱の提案の中の「高齢者雇用の確保」のところに「職員の採用において、現管理者と連携を図り、現従事者の再雇用を前提とした雇用面での協力を仰ぎ、経験者は積極的に採用する」とあるが、この提案を現実にもどのようにして担保するのか。

答3 サイカパーキング㈱からは、現指定管理者の事務局を窓口にして現スタッフ全員に対して再雇用に向けての声掛けをしたいと聞いている。雇用に当たっては、現スタッフ全員にアンケートを実施して本人の意思を確認した後、希望者に面接を行い、

意欲のある人は積極的に雇用していきたいという申し出があった。

問4 サイカパーキング(株)という会社は、高齢者の雇用に対してどれほど熱心なのか。

答4 選定委員会でのヒアリングにおける説明によると、同社は現在 2,500 人の高齢者の雇用を行っており、平均年齢は 65 歳を超え、定年は 70 歳であるが、やる気のある高齢者については定年の上限を超えて雇用していくとのことであった。これから高齢社会がやってくるということもあり、積極的に採用を行っていく予定であるとも聞いているので、実績は十分あると認識している。

問5 市全体の高齢者の雇用にとって、駐輪場の指定管理者が変わることによる影響は大きくないと考えてよいか。

答5 今回の駐輪場の指定管理の公募を行う際の認識として、高齢者雇用をどのように守っていくかを大きな命題としており、実際に提案自体も高齢者雇用を積極的に行うとなっている。今後は、この約束の履行を求めながら、かつ、毎年モニタリングを実施するので、そこできちりと押さえていこうと考えている。

問6 サイカパーキング(株)の提案に「自転車交通マナーの周知」があるが、交通安全教室の開催については、従前から市が主体となって行ってきたものである。今後、どのような方法で、同社の力を借りて実施していこうと考えているのか。

答6 市が実施している交通安全教室では、同社が提案する自転車シミュレーターを使用している交通安全教育はできていない。今回、このような提案があったので、花と緑のフェスティバルやサマーフェスタでの交通安全ブースで活用できないか、検討したいと考えている。

問7 選定基準の着目点のうち、リスク管理や個人情報の取り組みに係る配点が低すぎないか。

答7 個人情報に対する意識を変えていかなければならない。今まで個人情報の取り組みについては、管理運営の一項目として入っているケースが多かったが、実際に事件が発生したときに被害にあった人の憤りを考えると、そのウエートについても、もっと慎重に配慮できるように検討していきたいと思う。

問8 今回、指定管理者の候補者に選定したサイカパーキング(株)の過去の不正行為の有無について確認したところ、募集要項に記載のある応募資格の欠格事由には該当しない旨の誓約書が提出されているとのことだが、同社が横須賀市の駐輪場の指定管理者であったときに、職員が駐輪場を不正に使用していたことに対して、同社が横須賀市に対して損害金を支払ったことが 2015 年 8 月に横須賀市から報告をされている。このことについて確認はしていないのか。

答 8 前回（9月7日）の産業建設常任委員会終了後に、サイカパーキング㈱に過去の不正行為の有無について確認をしたが、会社としての不正行為はないとの回答であった。指摘の事案については承知していない。

問 9 過去の不正行為の有無について、サイカパーキング㈱に対して、どのような聞き方をしたのか。同社には、もともと不正行為だという認識がないのか。

答 9 一般的な質問という形で、ここ数年間で指名停止を受けるような事柄があったのか、なかったのか端的に答えてほしいという問い合わせを行った。

問 10 他市において職員が駐輪場を不正に使用していた業者を本市の駐輪場の指定管理者に指定することについて、適切であると考えているのか。

答 10 応募資格の欠格事由には該当しないと認識しているが、事実確認をした上で業者には指導をしてまいりたい。

問 11 指定管理料の提案額がサイカパーキング㈱は他の 2 者にくらべて低くなっているのは、一部機械化などによる効率化とも考えられるが、人員整理により人件費を抑えているのではないかという懸念がある。提案額が低い理由は確認したか。

答 11 サイカパーキング㈱からは、かなり人件費を抑えた提案を受けている。現指定管理者である宝塚市シルバー人材センターの雇用形態と比較すると、同センターが 91.5 人の 3 回シフトとしているのに対し、サイカパーキング㈱からは、定期更新機の導入や勤務体制の効率化等により 16.5 人の削減を図り、75 人の 3 回シフトとする提案がなされている。

問 12 仮に同一人を継続雇用する場合、収入は維持できるのか。

答 12 現時点での応募者の資金計画のうち、賃金を比較すると、サイカパーキング㈱は時間単価 825 円、宝塚市シルバー人材センターは 807 円となっている。

問 13 武田尾駐輪場は、特に地域の見張り番としての役割も有していると考えますが、駐輪場と地域の安全性との関係については、どのように対応していくのか。

答 13 今回サイカパーキング㈱からは、地域の安全性について具体的な提案というわけではないが、「地域との連携を図り、地域交流に尽力いたします」との方針を打ち出しており、地域の高齢者の継続雇用の提案と合わせて、地域貢献を進めていくという意思を示している。

問 14 サイカパーキング㈱は、障がい者の雇用について、どのような提案を受けているか。

答 14 障がい者の雇用について、提案書及びプレゼンテーションにおいて具体的に言

及されたものはないが、障がい者を配置するように条件を付して募集したものに對して応募を受けたものであるので、実際の雇用に際しては、当然障がい者を含めた雇用計画であること及びその履行を確認していきたい。

問15 5年前の同様の議案の審査において、産業建設常任委員会が「指定管理者の選定にあたり、非公募とした理由には何点か疑問が残るため、今後の協定締結にあたっては、市民からの実績評価を受けることを義務づけし、その結果の公表に努めること」という附帯決議を行った。この5年間、市民からの実績評価を受けてきたと思うが、その結果を公表したか。

答15 宝塚市シルバー人材センターが、毎年、全駐輪場で利用者に対するアンケート調査を実施している。平成26年度においては、満足度について529人の回答者のうち451人、約85%が「満足」、「やや満足」と回答しており、平成27年度においては、545人中374人、約7割が「満足」、「やや満足」と回答している。

#### 自由討議

委員A 高齢者の雇用の確保も本事業の中の大きな目的の一つだと考える。質疑を行った中で、それが内々には話ができているとのことだが、議会としてその担保を求めていくため、附帯決議を用意している。

#### <質疑の概要>

問16 サイカパーキング㈱が指定管理者となった場合、事務所はどこに設置するのか。

答16 市内に事務所を設置する予定は聞いていないが、指定管理者の人員配置計画によると、宝塚自転車駐車場に、常勤で2名の統括責任者を配置することになっている。

問17 指定管理者が変更されても、使用料は現状のまま維持されるのか。

答17 使用料は条例で規定されており、市が定めるものである。現在のところ改正する予定はない。

#### 討 論

##### (反対討論)

討論1 宝塚市は、リスク管理に対し無頓着に思える。選考基準の配点についても然り、候補者の不正行為の有無についても、以前、市営住宅の指定管理者の指定について候補者に関わる不正行為を理由に否決されたことがあったにもかかわらず、その反省も踏まえず、今回においても事前調査が不十分であったため、横須賀市でサイカパーキング㈱に関わる不正行為があったことを確認できずにいた。もしも、選定委員にこの事実を知らせていれば、違った得点になっていたかも知れないと

思う。そういう意味では、不正行為の大小にかかわらず、こういう業者を指定管理者の候補者として出してきた宝塚市の姿勢に疑問を感じる。事前にはしっかりと調査をしておれば、ここまで追及せずによかった内容である。それを踏まえて、今後、指定管理者のあるべき姿を考えてほしいと思うので、本議案には反対する。なお、本議案が可決された場合には、附帯決議案を提出する。

討論2 そもそも指定管理者制度に反対であるとともに、サイカパーキング(株)が指定管理者に指定されると、人員整理により16.5人の3回シフト分の人員が削減されることにつながる。高齢者雇用の考え方は重要なことと考えており、高齢化社会になっていく中で、地元の高齢者の雇用を大事に考えてほしい。また、市内に事務所を設置しないとのことだが、緊急的なことが起きたときに対応ができないのではないかということが懸念される。利用者の安全、雇用者の安全についても管理してほしいと考えており、これらの理由により本議案に反対する。

#### (賛成討論)

討論3 前回の指定管理者の指定に当たりいくつかの問題点を提起した。その中でも中心としたのは、高齢者の雇用と障がい者の雇用に関してであったが、今回、民間企業に指定管理者が移ったことで障がい者の雇用ということについてもしっかりと考えていた。また、指定管理者制度の目的である民間活力の導入で、柔軟な視点を事業の中に取り入れることについても検討している。駅前の不法駐輪対策もあわせて考えているということであったし、選定委員会委員の構成も改善している。これらのことから今回の指定管理者の指定に当たっては市としても努力をしており、本議案に賛成する。なお、本事業の中で高齢者雇用の視点が必ず担保できるようにということで、本議案が可決された場合には、附帯決議案を提出する。

**審査結果** 可決 (賛成多数 賛成5人、反対2人)

#### <附帯決議>

議案第109号公の施設(宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場)の指定管理者の指定についてに対する附帯決議案

宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場の指定管理者として、サイカパーキング株式会社(代表取締役 森井清)を指定しようとしている。

同社は、横須賀市の指定管理者として、横須賀中央駅第1駐車場の管理業務を行うに当たり、特定の個人に対し同駐車場を無料で使用させるという不正行為を行っていたことが明らかになっているが、業務の遂行において不正を行っていた事実は看過できないことであり、本市として指定管理者を指定するに当たり、十分な事前調査を行っておく

べきであったと指摘せざるを得ない。

宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車にかかる指定管理業務の遂行に当たっては同社への指導管理を徹底するとともに、今後、指定管理者の指定に当たっては十分な事前調査を行うよう求めるものである。

以上、決議する。

**< 附帯決議 >**

議案第109号公の施設（宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場）の指定管理者の指定についてに対する附帯決議案

市は、事業の質の確保と高齢者雇用の継続のために、引き続き就労を希望する者にはできる限り雇用が確保されるよう、モニタリングを継続すること。

以上、決議する。

**議案番号及び議案名**

- 議案第111号 市道路線の認定について
- 議案第112号 市道路線の認定について
- 議案第113号 市道路線の認定について
- 議案第114号 市道路線の認定について
- 議案第115号 市道路線の認定について
- 議案第116号 市道路線の認定について
- 議案第117号 市道路線の認定について
- 議案第118号 市道路線の認定について
- 議案第119号 市道路線の廃止について
- 議案第120号 市道路線の廃止について
- 議案第121号 市道路線の一部廃止について
- 議案第122号 市道路線の認定変更について

**議案の概要**

**(議案第111号～議案第118号)**

議案第111号から第117号までは、都市計画法に基づき、議案第118号は、土地区画整理法に基づき、それぞれ土地の帰属に伴う管理引継により、新規認定をしようとするもの。

**(議案第119号・議案第120号)**

議案第119号は、都市計画法に基づき、議案第120号は、土地区画整理法に基づき、それぞれ土地の帰属により、代替道路が設置され、道路の機能が滅失したため、全部廃止をしようとするもの。

**(議案第121号)**

土地区画整理法に基づく土地の帰属により、代替道路が設置され、道路の一部について機能が滅失したため、一部廃止をしようとするもの。

**(議案第122号)**

土地区画整理法に基づく土地の帰属により、代替道路が設置され、道路の一部について機能が滅失したため、一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定するため、認定変更をしようとするもの。

**論 点 なし**

**<質疑の概要>**

問1 議案第111号の市道4463号線のように、小規模な開発に伴い帰属を受ける道路の多くは、一方しか道路とつながっていない行き止まり道路であるが、避難道確保の観点からも、市として何か対応しているのか。

答1 当然ながら行き止まり道路というのはできるだけ避けなければならないと考え

ており、土地の形状その他の条件を考慮しながら指導を行っている。市道 4463 号線については、今後、奥の土地が開発される場合には、通り抜けができるように指導を行っていききたい。

問 2 今後、新たに開発される場所に整備される道路については、周りの状況を見ながら歩道を設置していかなければならないという考え方はないのか。

答 2 今回帰属を受けた市道については、宝塚市開発ガイドラインに基づき開発の規模に応じて整備されたものであるが、市として道路網をどう考えていくのかという中で道路の役割を認識していく必要があり、そういう道路を位置づけた上で業者に指導していくというのが本来の考え方である。現在、宝塚市においても道路網の検証ということで、道路の位置づけを考えており、その結果をもってより安全なまちづくりをできるような対応を行っていききたい。

問 3 議案第 113 号の市道 4468 号線の起点部分がコンクリート舗装であるが、滑らないか。

答 3 当該部分は水路を蓋がけした所であるが、アスファルト舗装と同等の滑りにくさであることを確認している。

問 4 市道路線の認定・廃止基準の市道の認定に係る第 2 条第 1 項の規定中、「一般の通行の用に供し」について、当分の間、一般寄附の行き止まり道は、延長 35 メートルを超え、車返しがあり、かつ、5 戸以上の建物が現存しているものを要件とする運用が示されているが、議案第 114 号の市道 4469 号線では、路線延長が約 27 メートルと非常に短いにもかかわらず市道路線に認定しようとしている。同運用規定と当該路線との関係性について、どのように説明をするのか。

答 4 当該路線は、開発により新たに設置された道路であることから、市道路線の認定・廃止基準の一般寄附に係る第 2 条第 1 項の規定ではなく、同条第 4 項の「平成 22 年 9 月 1 日以降、新たに設置された道路については、新開発ガイドラインの基準に準じて適用するものとする」という規定に基づき認定しようとするものである。

問 5 従前から存在する私道を寄附する場合と、新たに設置した道路を寄附する場合で、市道認定の基準が異なるのは矛盾していないか。

答 5 過去から切実な願いとして私道を市道に認定してほしいという声をたくさん聞いているが、そのたびに本基準によりよい返事ができなかったというのが事実である。市民からすると同じ基準で決めていかないと納得できるものではないことから、基準を統一して整理をすべきものと考えており、検討を重ねていきたい。

問6	議案第118号のうち、市道4478号線、4474号線及び4480号線について、通行がしやすくなった分、自動車の交通量が増加したが、踏切の幅は狭く、見通しの悪い場所もある。安全対策はどのように考えているのか。
答6	現地については、安全性を担保すべきと考えている。通学路の観点で言えばJRを挟んで南北で小学校区が分かれており、踏切を渡って通学する児童はいないことを確認している。また、市道4480号線については、現在のところ人通りも少ないので、危険性は低いと考えているが、今後の使われ方も見ながら、必要に応じて注意啓発看板の設置等により対応していきたい。
問7	見通しの悪い場所については、カーブミラーの設置を検討できないか。また踏切部分の拡幅の予定はないか。
答7	カーブミラーについては、指摘を踏まえた上で現地を調査したい。踏切についてはJRと協議をしたが、その形状から拡幅はできないとのことであり、通行の利便性の確保するため当該踏切の西側にアンダーパスを設けて対応している。
問8	例として、議案第118号のうち、土地区画整理事業に係る市道4476号線について、平成21年9月の道路完成から平成28年3月の換地処分公告までの間における課税の状況はどのようになっているのか。
答8	市道4476号線に係る土地については、使用収益の停止により固定資産税の課税を停止しており、それぞれの仮換地において使用収益の開始とともに課税をしている。
自由討議	なし
討論	なし
<b>審査結果</b>	
議案第111号	可決 (全員一致)
議案第112号	可決 (全員一致)
議案第113号	可決 (全員一致)
議案第114号	可決 (全員一致)
議案第115号	可決 (全員一致)
議案第116号	可決 (全員一致)
議案第117号	可決 (全員一致)
議案第118号	可決 (全員一致)
議案第119号	可決 (全員一致)
議案第120号	可決 (全員一致)
議案第121号	可決 (全員一致)
議案第122号	可決 (全員一致)

